

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明薫会（以下「法人」という。）の理事、監事、および評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用等に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事会又は評議員会に出席した役員等には、報酬として1回につき1万円（源泉徴収後）を支給する。ただし、法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

(費用の弁償)

第4条 役員等が業務のため出張したときは、法人の旅費規程に準じて旅費として実費相当額を支給する。

(報酬等の総額)

第5条 理事に対して、各年度の総額が金60万円を超えない範囲で、定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 監事に対して、各年度の総額が金20万円を超えない範囲で、定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年2月5日より施行する。

平成31年 1月 22日 改定

令和 4年 6月 24日 改定